

## 南相馬市規則第 号

## 南相馬市防犯カメラ設置条例施行規則（素案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、南相馬市防犯カメラ設置条例（平成 27 年条例第〇号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公共の用に供する場所）

第 2 条 条例第 2 条第 3 号の規則で定める公共の用に供する場所は、次に掲げる場所とする。

（1）市の公の施設並びに市の庁舎等の事務所及び事業所

（2）道路に準ずる通路

（設置利用基準の届出等）

第 3 条 条例第 3 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）画像の保存方法及び保存期間

（2）画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の安全管理のために必要な措置

（3）苦情処理の手続き

（4）条例第 4 条第 1 項に規定する防犯カメラ管理責任者の選任

2 条例第 3 条第 1 項の規定による届出は、当該届出に係る防犯カメラを設置しようとする 10 日前までに、南相馬市防犯カメラ設置利用基準届（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

3 条例第 3 条第 2 項の規定による届出は同条第 1 項の規定による内容を変更した日から 10 日以内に、南相馬市防犯カメラ設置利用基準変更届（様式第 2 号）を市長に提出して行わなければならない。

（防犯カメラ廃止届）

第 4 条 防犯カメラ設置者は、条例第 3 条第 1 項の規定による届出に係る防犯カメラの使用を廃止したときは、廃止した日から 10 日以内に防犯カメラ廃止届（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない

（勧告）

第 5 条 条例第 6 条の規定による勧告は、防犯カメラの適正な設置及び利用に関する勧告書（様式第 4 号）により行うものとする。

（運用状況の公表の方法）

第 6 条 条例第 8 条の規定による公表は、市の広報紙及びウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成〇年〇月〇日から施行する。